



家畜衛生だより



令和8年度第1号(牛) 令和8年4月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

平素より家畜保健衛生所業務の推進に御理解御協力をいただき心よりお礼申し上げます。南部家畜保健衛生所長の江森です。昨年度に引き続きよろしく願いいたします。

さて、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、令和7年10月に北海道の採卵鶏農場で国内1例目が確認されて以来、15道府県23事例の発生を認め、約552万羽が防疫措置の対象となっております。本県でも2事例の発生を認め、約18.8万羽が防疫措置の対象となりました。渡り鳥が北帰行する5月の連休まで、本病の発生リスクが高い状況が続きますので、引き続き飼養家さんの異状の早期発見と早期通報をお願いいたします。

豚熱については、昨年度は本県での発生はなかったものの、隣接県では野生イノシシの感染が確認されており、依然として予断を許さない状況です。ワクチンの的確な接種と初乳の十分な給与、飼養衛生管理基準の遵守といった複合的な対策と、万一農場で発生した場合に備えて埋却地やレンダリング装置設置場所の確保をお願いいたします。なお、豚熱発生時の殺処分対象範囲を縮小する法令改正が予定されていますので、決まり次第、家畜衛生だより等でお知らせさせていただきます。

牛の家畜伝染病については、ヨーネ病が依然として全国的に発生しております。本年度は館山市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市の該当地区でヨーネ病定期検査を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。その他、牛ウイルス性下痢や牛伝染性リンパ腫の検査等についても適宜実施して参ります。

当所からは、家畜伝染病の発生予防を目的に、飼養衛生管理基準各項目の遵守状況等の把握のため、農場への訪問や電話連絡をさせていただくことがあります。御多忙とは存じますが、御協力をお願いいたします。

これからも、夷隅・安房・君津地域の畜産を家畜衛生の分野から支えて参る所存ですので、何卒よろしく願い申し上げます。



令和8年度南部家畜保健衛生所 新体制

所長 江森 格
次長 松本 敦子*



衛生指導課

課長 市沢 三香
主事 坂本 有菜*
上席専門員 阿部 敬
上席専門員 瀧口 由貴
上席専門員 矢嶋 真二
技師 吉浦 風輝

防疫課

課長 倉地 充
上席専門員 関根 大介
技師 松田 ふじの
技師 穴戸 陽祐
技師 山本 茉由*

転出者

木下 智秀、本橋 優哲、高貫 秀幸

* 転入者

牛のヨーネ病に注意しましょう！

国内ではヨーネ病の発生が後を絶たず、全国的なまん延が危惧されています。

	北海道	北海道以外 (うち千葉県)
令和7年(1月~12月)	947頭	162頭 (3頭)
令和6年(1月~12月)	1060頭	138頭 (5頭)

農林水産省HP 監視伝染病の発生状況より

ヨーネ病感染牛は、下痢を発症していなくても糞便中に排菌し、他の牛への感染源になります。農場への侵入・感染拡大防止のための対策をお願いします。

【ヨーネ病とは】

ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等を主徴とし、発症までの数ヶ月から数年間は明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病

【検査方法】

- ・血液による抗体検査（県の検査手数料640円）
※感染してから血中の抗体価が上がるまで、数年かかることがあります
- ・ふん便による遺伝子検査（県の検査手数料2,990円）

【農場への侵入防止対策】

- ・導入時は、ヨーネ病陰性の農場・ヨーネ病陰性牛を確認！

未確認の場合は
自主検査を！

【農場内の感染拡大防止対策】

- ・牛の口が触れる部分（牛床、飼槽、ウォーターカップ）を念入りに清掃、洗浄消毒
特に子牛の口に触れる部分の消毒、給与する初乳の対策が重要！
- ・排せつ物・敷料は堆肥化後に還元（牛床敷料は完全に熟成されたものを利用）
- ・慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の早期発見
（治療をしても水様性下痢を繰り返す・食べているのに痩せていく・乳量が激減）
- ・農場専用の衣服、畜舎専用の長靴の使用（きれいに洗浄、消毒する）

令和8年度の牛ヨーネ病定期検査予定

家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による牛ヨーネ病検査について、千葉県では少なくとも4年に一回行うよう地区を割り当てています。

令和8年度は以下の地区が対象です。

5月	いすみ市（大原、夷隅地区）
6月	南房総市（三芳：滝田地区）
7月	袖ヶ浦市（中川、平岡地区）
10月	館山市（館野、九重地区）
11月	南房総市（富山、平久里以東地区）

・検査の対象：

搾乳及び繁殖の用に供する牛及び水牛。
※生後6ヶ月以上、育成牛を含む。

・実施期日：

決定次第お知らせします。

定期報告書の提出をお願いします！

家畜を飼養している方は、毎年、農場ごとに、2月1日時点の家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、お手数ですが以下の提出期限までに、ご提出をお願い致します。

※報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所までご連絡ください。

【提出期限】 4月15日まで

< BVD検査 申請締切日 >

- BVD検査の申請締切を、本年度も毎月5、15、25日の月3回とします。
(土日祝日の場合は、原則前の平日)
※ゴールデンウィークは例外で5月6日になります。

- 申込みのあった牛については、申込締切日以降に日程調整し、採血に伺います。

- 「県乳牛育成牧場」「南房総市ふれあい牧場」に預託する牛については、各取りまとめ機関への預託申込みにより検査を実施します。

- お申込みの際は電話でワクチン接種状況、検査希望頭数、生年月日、個体識別番号をお伝えください。

2026年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※4月は3日、15日、24日

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※5月は、6日、15日、25日

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（口蹄疫等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。